

## リハビリテーション科専門医 更新条件の改正について

理事長 水間 正澄  
 資格認定委員会 担当理事 浅見 豊子  
 委員長 佐伯 覚

去る6月12日の代議員総会、6月13日の会員への報告会において、本医学会リハビリテーション科専門医（以下、専門医）制度規則の改正などが報告されました。社団法人日本専門医制評価・認定機構の整備指針に従い、専門医の更新条件を改めることとなります。詳細は、規則や下記をご参照ください。

今後とも、専門医として、益々のご活躍を期待いたします。

## 記

- 対象：専門医
- 改正内容：更新条件を以下に改正

	現 行	改正後
更 新 条 件	①5年間で、200単位の履修	①5年間で、200単位の履修 (変更なし)
	②上記①のうち、以下2項目の単位を必須 ・本医学会年次学術集会の参加単位 ・専門医会学術集会の参加単位	②上記①のうち、以下2項目の単位を必須 (変更なし) ・本医学会年次学術集会の参加単位 ・専門医会学術集会の参加単位
		③医療倫理・安全に関する講演*の受講
	③専門医活動報告書の提出	④専門医活動報告書の提出 (変更なし)

\*2012年度から、本医学会年次学術集会および専門医会学術集会開催時に、開講。受講の際は、各会場の総合受付にて、受講カードをお受け取りください。

- 適用時期：2014年4月1日から
- 移行措置：2017年3月31日までの更新者は、医療倫理・安全に関する講演の受講必須を免除とする。

以上